

鶴 生 園 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー  
指定通所介護、第1号通所事業（藤沢市介護予防通所型サービス）  
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人上村鶴生会（以下「法人」という。）が運営する鶴生園デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所型サービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定通所介護及び介護予防通所型サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画書及び介護予防通所型サービス計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 通所介護計画書及び介護予防通所型サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護及び介護予防通所型サービスを提供する。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
鶴生園デイサービスセンター

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目7-9

（職種及び職務内容等）

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（生活相談員と常勤兼務）  
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 3名（うち1名が管理者とうち2名が介護職員と常勤兼務）  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携において必要な役割を果たす。
- 3 看護職員 3名（2名は機能訓練指導員と非常勤兼務 1名は機能訓練指導員と常勤介護職員兼務）  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 4 介護職員 14名（うち1名は常勤兼務、2名が生活相談員と常勤兼務、1名は常勤と看護師と機能訓練指導員兼務、10名は非常勤職員）  
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 5 機能訓練指導員 3名（うち2名が看護職員と非常勤兼務、1名が看護師と常勤介護職員兼務）  
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに、他の職員に対し、技術指導を行う。
- 6 その他職員 7名（ドライバー非常勤兼務）
- 7 調理員（外部委託）

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日～土曜日（定休日曜日及び12/29～1/3）  
但し、年末年始休暇が6日以上に及ぶ場合、臨時営業等を行う事とする。
- 2 営業時間 8時30分～17時30分までとする。（8時留守電解除）
- 3 サービス提供時間 9時30分～15時40分
- 4 上記営業日、営業時間外の電話連絡の際は、留守番電話に切り替わる為必要に応じてメッセージを残して頂く。

（利用定員）

第8条 1日に通所介護及び介護予防通所型サービスを提供する定員は40名とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、介護職員の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。また、施設の貸与物品、給付物品を施設長の指示に反して利用又は処分してはならない。ご利用の前に利用者及び家族の方も一緒に通所介護サービスの見学体験をお勧めします。

（通所介護及び介護予防通所型サービスの内容）

第10条 指定通所介護及び介護予防通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 日常生活上の援助  
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
  - (1) 排泄の介助
  - (2) 入浴の介助

- (3) 移動の介助
- (4) 通所の介助等その他必要な身体介護
- (5) 養護（休養）
- 2 健康状態の確認
  - (1) 看護師によるバイタル等のチェック、健康状態に対する相談、助言。
- 3 機能訓練サービス
  - 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
  - (1) 日常生活動作に関する訓練
  - (2) レクリエーション（アクティビティ・サービス）
  - (3) グループワーク
  - (4) 行事的活動
  - (5) 体操（全身及び口腔）
  - (6) 趣味活動
  - (7) 健康・マッサージ器具の提供
  - (8) 口腔機能維持向上の為のサービス提供
- 4 送迎サービス
  - 基本的にドアとドアの送迎とさせていただきます。身体状況に応じて、車いす等の使用、リフト乗車の対応とさせていただきます。
  - また、安全確保の観点から、乗降介助及び見守りを職員にて行います。
- 5 入浴サービス
  - 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - (1) 入浴形態
    - ア 一般浴槽による入浴
    - イ 特殊浴槽による入浴（リフト機械浴）
  - (2) 介助の種類
    - ア 衣類の着脱
    - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
    - ウ その他の必要な介助（ご自身で行える部分は自立支援として見守り声掛けと致します）
- 6 食事サービス
  - (1) 準備、後始末の介助
  - (2) 食事摂取の介助
  - (3) その他必要な食事の介助
  - (4) 身体状況、嚥下状況に合わせた食事形態及び自助具等の提供
  - (5) 調理
- 7 相談、助言等に関すること
  - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を言う。
  - (1) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
  - (2) 福祉用具の利用法の相談、助言
  - (3) 住宅改修に関する情報提供
  - (4) 家族介護者教室の開催
  - (5) その他必要な相談、助言

(通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画の作成など)

- 第11条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画を作成する。
- 2 通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護及び介護予防通所型サービスの利用料)

第12条 本事業所が提供する指定通所介護及び介護予防通所型サービスの利用料は、介護報酬告示上の額とするが、本人負担は1割又は2割又は3割負担となりません(負担割合証による)、利用料金、その他費用については別表(料金表)に掲げる費用の額の支払いを受けます。

- 1 次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う。
  - (1) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超過してサービスを提供する場合、最大で16時30分までとする。
  - (2) 食費 食事1回分につき 1000円(おやつ代含む)  
※当日8:45以降のご連絡でのお休みとなった場合キャンセル料として食費の1000円を徴収させていただきます。
  - (3) おむつ代 実費
  - (4) 衛生材料費 利用者の希望により購入する消耗品費 実費
  - (5) 文書料 領収証再発行について 1か月分550円 2か月分以上1100円
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行等又は郵便口座から指定期日までに受ける。または、お振込み、現金支払いにも応じております。

(通所介護及び介護予防通所型サービスの事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施区域は、藤沢市・鎌倉市の下記の地域とする。

(藤沢市) 本鵜沼(5丁目を除く) 鵜沼海岸(4丁目を除く) 鵜沼松が岡  
鵜沼藤が谷 鵜沼桜が岡 鵜沼石上 鵜沼橋 鵜沼花沢町 鵜沼東  
南藤沢 片瀬 片瀬海岸 片瀬目白山 片瀬山 江の島

(鎌倉市) 腰越の一部

※実施地域以外の利用者の送迎は、実施地域を超えた地点から1kmごとに20円の送迎費用が加算されます。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 指定通所介護及び介護予防通所型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護及び介護予防通所型サービスについて、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(記録の整備)

事業所は通所介護の及び介護予防通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によ

りその写しを交付します。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第16条 提供した指定通所介護及び介護予防通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所介護及び介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所介護及び介護予防通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努める。
- 3 従業者は年1回の健康診断を実施する。

(感染症の予防及びまん延防止の為の措置に関する事項)

第19条 感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項

事業者は感染症が発生し、又は蔓延しないように下記に定める措置を講じるものとします。

- (1) 当事業所では感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催しその結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に行います。

(緊急時に於ける対応方法)

第20条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに救急搬送、或いはご家族に連絡し速やかな早退等、適切な措置を講ずる。必要時は主治医等への指示を仰ぐ事とする。

- 2 利用者に対する通所介護及び介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場

合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第21条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、防火管理についての責任者を決めて管理者と協力して日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認して非常災害に関する防災計画の作成と利用者の参加も含めた定期的な避難・救助訓練を行い実際の災害時には避難等の指揮をとる。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第22条 本事業所は虐待の発生又はその再発防止の為に、以下に定める措置を講じる。

- 1 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果等を従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止の為の指針を整備する。
- 3 虐待防止の為の従業者に対する研修を定期的に行う。
- 4 1～3の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 虐待等が発生した際には、速やかに市役所に通報し市役所が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第23条 利用者に対する通所介護及び介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡し適切な措置を講じる。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故防止の為、委員会等において具体的な事故防止の対策を関係職員に周知すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し対策を講じます。また必要に応じて、保険者、県等の指導助言等を仰ぎます。

(事業継続計画の策定)

第24条 事業者は利用者に対する必要な通所介護及び介護予防通所型サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための業務継続計画等を策定するものとする。

- 2 事業者は従事者に業務継続計画を周知すると共に必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の留意事項)

第25条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 階層別研修 随時

- 3 内部・外部研修へ随時参加。その知識を従業員へ周知する勉強会を随時開催。
- 4 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 5 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 6 第三者評価の実施状況について、実施無し
- 7 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成14年10月 1日	改正
平成15年 1月29日	改正
平成15年 4月 1日	改正
平成15年12月 1日	改正
平成17年10月 1日	改正
平成19年11月 1日	改正
平成24年 4月 1日	改正
平成25年 4月 1日	改正
平成26年10月17日	改正
平成29年 4月26日	改正
平成29年 6月 1日	改正
平成30年 6月 1日	改正
令和 2年11月 1日	改正
令和 4年 5月 1日	改正
令和 5年10月 1日	改正
令和 6年 6月 1日	改正
令和 6年10月10日	改正
令和 7年 4月 1日	改正

(別 表)

(R7.04.01以降)

料 金 表

## 1. 介護報酬に係る費用（利用者負担1・2・3割分）

項目	金額（単位）	内容の説明
①基本額	要支援 1 1798単位	要支援ご利用者の単位は1か月分の定額料金となります。②入浴加算額を含みます
	要支援 2 3621単位	
②基本額	要介護 1 584 単位	6時間以上7時間未満のサービス提供に対するご利用1回あたりの単位
	要介護 2 689 単位	
	要介護 3 796 単位	
	要介護 4 901 単位	
	要介護 5 1008 単位	
②加算額	サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位	職員のうち介護福祉士の比率が50%以上
	入浴介助加算（Ⅰ） 40 単位	入浴した利用者に加算（人員・設備を有する）
	口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位	口腔機能向上のケア実施（月2回まで加算）
	科学的介護推進体制加算 40 単位	厚労省ヘデータ提出しPDCAサイクルの活用
利用料	（基本単位＋加算単位＋介護職員等処遇改善加算Ⅰ（9.2%）×10.54（藤沢市の地域加算）を計算した合計額の1・2・3割（負担割合証による）が1回の利用料金	

## 2. 運営規程で定められた「その他の費用」（利用者負担10割分）

項目	金額	内容の説明
①食費	昼食・おやつ代 1000 円	
②おむつ代	パット 40 円	利用者の希望で提供した場合（持参の場合は無料）
	デイパンツ 220 円	
	リフレパンツ 200 円	
③衛生材料費	滅菌ガーゼ 40 円	利用者の希望で提供した場合（持参の場合は無料）
	絆創膏（小） 10 円	
	絆創膏（大） 50 円	
	湿布 100 円	
	防水フィルム 80 円	
④文書料	領収書再発行（1か月分） 550 円	利用者の希望で提供した場合（消費税10%適応）
	領収書再発行（2か月分以上） 1,100 円	